

雪害対策に関するお願いとして、下記の事について周知をお願いいたします。

1 除雪に関する問い合わせについて

・除雪に関する質問・要望等は、区長さんが取りまとめのうえご連絡をお願いします。

2 円滑な除雪作業のために

・路上には絶対に駐車をしないでください。路上に駐車してある場合は、除雪作業ができません。

・道路に突き出している樹木や積雪により倒木等の恐れがある箇所については、所有者にご連絡いただき、事前に剪定や伐採等の対応をお願いします。また、乗り入れ用として車道に置いてある鉄板、ブロック等も除雪の妨げになりますので、必ず撤去してください。除雪作業により損傷しても補償はできません。

・除雪機械等で破損しやすい構造物（塀垣、汚水桝、擁壁等）、危険箇所等には目印として棒に赤旗を付け、見やすい位置に立ててください。目印がなく不可抗力による破損の場合は、修繕等の補償ができない場合があります。

・少しでも早く生活道路の通行を確保するため、雪捨て場としての空き地利用に、協力してください。

3 ご自宅の雪の処理について

・屋根雪処理は、その家の持ち主が責任を持って行ってください。屋根雪により市道を封鎖した場合は、除雪を行いません。

・車道への雪投げは、凍結した場合、重大な事故につながる危険があるため、絶対にやめてください。また、側溝の蓋を開けて排雪などをした後、蓋の閉め忘れや、閉めても路面より高く浮いた状態では事故や損傷の原因となります。責任を持って確実に閉めてください。

・除雪車による除雪作業によって、家や車庫の出入り口がふさがることがありますが、少しでも早く生活道路の通行を確保するため、自分で取り除く等の協力をお願いします。

・除雪作業後に宅地内の雪を道路に出し、再度除雪するように要求される場合がありますが、このような場合対応はできません。

・融雪に水道水を使用すると、飲料水が不足し赤い水の発生や高台での断水のおそれがありますので、融雪のために水道水を使用しないでください。

4 町内の除雪について

・除雪路線に指定されていない幅員3m未満の市道については、町内会で協力して除排雪してください。

・火災に備えて、地区内の消火栓や防火水槽の周囲には雪を堆積しないようにしてください。雪で埋まっているときは、消火栓や防火水槽の入口の除雪をお願いします。

・利用者の安全確保のため、コミュニティバス停留所周辺の除雪をお願いします。また、市内主要バス停、交差点など15箇所に緑色のスコップが配備されますので、バスの待ち時間や信号待ち時間に除雪の協力をお願いします。「みどりのスコップひとかき運動」

・ひとり暮らし高齢者等世帯で、家族・親戚等の援助により屋根雪等の除雪が困難な世帯について、地域ぐるみで助け合いのご協力をお願いします。

・町内会が、独自に「町内一斉除雪デー」を設けて町内での効率的な除雪を行うなど、ご協力をお願いします。

・家屋等が連たんする歩道および通学路の除雪については、沿道の住民の方や保護者等をお願いします。小型除雪機を地区公民館と各小中学校に配備してありますので、活用してください。(小中学校の小型除雪機は講習を受けた保護者等のみが使用可)

・道路の排雪については、雪害対策本部が指示するまでは行いませんので、町内会が独自に排雪を行う場合の経費は、町内会で負担してください。

5 ごみ収集について

・家庭内から発生するごみは、市が定める方法に従って処置することとし、積雪量により収集を中止したときは、市の指示があるまで家庭内で保管してください。

ア 積雪30cm以下のときは、平常収集

※「燃やすごみ」は週2回、「資源物、燃えないごみ、有害物」は週1回収集

イ 積雪30cmを超え、かつ市が必要と判断したときは、速やかに区長に連絡し、収集を当分の間休止する。

ウ 収集休止期間が長期化した場合、収集場所や方法を協議した上で収集を実施することがある。

6 し尿くみ取りについて

・冬期積雪時の道路の状況によっては、し尿くみ取りができないときがありますので、降雪期前に業者によるくみ取りを完了し、道路の状況が悪いときは、くみ取りの自粛をお願いします。なお、公共下水道供用区域にお住まいの方は、速やかに公共下水道に接続してください。

お問合せ先 防災危機管理課 53-2205
土木課 53-2246